

令和 8 年度（2026 年度）熊本市 E B P M 支援等業務委託  
公募型プロポーザル実施要項

公募型プロポーザル方式の手続きを実施するので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

令和 8 年度（2026 年度）熊本市 EBPM 支援等業務委託

(2) 目的及び概要

本市は、令和 6 年 3 月に「熊本市データに基づく事業立案等推進戦略」を策定し、データリテラシーの向上に資する人材育成や環境整備を進めることとしている。

このことから、取組をけん引し、より効果的に推進していくために、庁内において取組や事例を創出し、データ利活用推進の取組に理解を持つ職員を増やすことで、各部署が自主的に事業や取組を立案するサイクルを確立していくため E B P M 等の事例創出を進めるもの。

また、合わせてデータに基づいて物事を分析し、課題の現状把握やエビデンスに基づいた事業の立案等を行うなど、適切かつ積極的にデータを利活用する人材の育成を目的として、人材育成研修等を実施するもの。

※詳細は基本仕様書を参照のこと。なお、基本仕様書中に特段の記載が無い限り、この基本仕様書に記載の内容は提案内容に関わらず、必須のものとする。

(3) 履行場所

熊本市内及び受託事業者社内

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

(5) 提案上限額 20,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

(6) 全体スケジュール

内容	日程
公告日	令和 8 年（2026 年）3 月 30 日（月）
プロポーザル実施要項等 掲載期間	公告日から令和 8 年（2026 年）5 月 11 日（月）まで
参加表明書の提出期限	令和 8 年（2026 年）4 月 14 日（火） 午後 5 時まで
質問書の提出期限	令和 8 年（2026 年）4 月 14 日（火） 午後 5 時まで
参加資格審査通知	令和 8 年（2026 年）4 月 16 日（木）頃
技術提案書の提出期限	令和 8 年（2026 年）4 月 24 日（金） 午後 5 時まで

書類及びヒアリング審査	令和 8 年（2026 年）5 月 11 日（月）
選定結果通知	令和 8 年（2026 年）5 月 12 日（火）予定
契約締結・協議開始	令和 8 年（2026 年）5 月下旬予定

## 2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市政策局総合政策部データ戦略課  
電話 096-328-2382（直通）  
メールアドレス data@city.kumamoto.lg.jp

## 3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

## 4 申請手続等

- (1) 参加表明書、仕様書等の掲載期間及び提出期限等

令和 8 年（2026 年）3 月 30 日（月）から令和 8 年（2026 年）5 月 11 日（月）まで熊本市ホームページへ掲載するのみとする。担当部局の窓口での配布、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等は、令和 8 年（2026 年）4 月 14 日（火）までの間、2 の担当部局で閲覧に供する。

- (2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

#### ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電子メールにより提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

#### イ 提出期限

令和8年（2026年）4月14日（火）午後5時まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）4月14日（火）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電子メールにより提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

#### ウ 提出部数

1部とする。

#### エ 提出先

(ア) 持参又は電子メールの場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

2の担当部局

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

#### オ 留意事項

様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(3) 参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

(4) 参加表明書等を提出した後に辞退を申し出る場合は、参加辞退届（様式第6号）を2の担当部局に提出すること。また、9の提案書を提出した後に辞退を申し出る場合は、参加辞退届（様式第6号）を令和8年（2026年）5月7日（木）までに2の担当部局に提出すること。

### 5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回

答する。

## 6 説明会

説明会等は実施しない。

## 7 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

### ア 提出方法

質問書（様式第5号）により電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

### イ 提出期間

令和8年（2026年）3月30日（月）から令和8年（2026年）4月14日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、熊本市ホームページに掲載する。個別回答は行わない。

### ア 閲覧期間

令和8年（2026年）4月17日（金）までに開始し、令和8年（2026年）5月11日（月）までとする。

## 8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

## 9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

### (1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 技術提案書提出書（様式第3号）

イ 技術提案書

ウ 講師プロフィール及び登壇実績（様式第4号）

エ 概算見積書

※詳細は「技術提案書等作成要領」を確認のうえ提出すること。

### (2) 提出期限

令和8年(2026年)4月24日(金)午後5時まで  
郵送する場合は、令和8年(2026年)4月24日(金)までに必着のこと。  
また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

- (3) 提出部数  
「技術提案書等作成要領」を確認のうえ提出すること。
- (4) 提出先  
2の担当部局  
また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

## 10 提案書等のヒアリングの実施

- (1) 実施日時  
令和8年(2026年)5月11日(月)  
※時間等の詳細は、別途指示するもの。
- (2) 実施方法
  - ア Microsoft Teamsによるオンライン実施とする。
  - イ ヒアリングは、非公開とする。
  - ウ ヒアリング時間は、1者につき約30分(説明15分、質疑15分程度)とする。
- (3) 提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す審査項目に対して実施するものである。
- (4) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (5) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

## 11 審査の方法等

- (1) 審査の主体  
「令和8年度(2026年度)熊本市EBPM支援等業務委託候補者選定審査会設置要綱」に基づき「令和8年度(2026年度)熊本市EBPM支援等業務委託候補者選定審査会」にて行う。
- (2) 審査の基準及び審査方法  
「令和8年度(2026年度)熊本市EBPM支援等業務委託候補者選定審査基準」によるものとする。
- (3) 審査結果の通知  
熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

## 12 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称
- (2) 提案者の評価点

## 13 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 14 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても14(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

## 15 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱（令和7年10月1日施行）に定めるところによる。

## 16 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて

得た額)の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。)を提出したとき。

(3) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出(並びにヒアリング)に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色の印字、ペンまたはボールペンで記入すること(消せるボ

ールペンは不可)。